

① 労働者

労働者とは、職業の種類を問わず、事業に使用される者をいいます。下表の「区分」に該当する者については、労災保険と雇用保険では取扱いが異なりますので、ご注意下さい。

区分	労災保険	雇用保険
基本的な考え方	常用、日雇、パート、アルバイト、派遣等、名称や雇用形態にかかわらず、労働の対象として賃金を受けるすべての労働者が対象です。	常用、パート、アルバイト、派遣等、名称や雇用形態にかかわらず ①1週間の所定労働時間が20時間以上 ②31日以上雇用見込みがある場合は原則として被保険者となります。
法人の取締役・監査役	原則として対象となりません。 ただし、次の条件を満たす者は労働者として取り扱います。 ○業務執行権を有する事業主等の指揮監督を受けて労働に従事し、その対償として賃金を得ている者	原則として被保険者となりません。 ただし、次の条件を満たす者は被保険者となります。※ ○部長、支店長など従業員の身分があり、服務態様、賃金等の面からみても労働者と確認できる者
同居の親族	原則として対象となりません。 ただし、次の条件を満たす者は労働者として取り扱います。 ①事業主の指揮命令に従っていることが書類で確認できること (例:賃金台帳、出勤簿など) ②他の労働者と同様に扱われていること (賃金体系、勤怠管理など)	原則として被保険者となりません。 ただし、 <u>労災保険と同様の条件を満たし、事業主と利益を一にする地位(取締役等)にない場合は被保険者となります。※</u>
高年齢労働者	すべて労働者となります。	平成29年1月1日より65歳以上の労働者も雇用保険の適用対象となりました。
派遣労働者	すべて労働者となります。	登録型派遣労働者は、同一の派遣元において、1週間の所定労働時間が20時間以上で31日以上継続雇用する見込みがある場合は被保険者となります。

※ 法人の取締役、監査役及び同居の親族については、ハローワークに「**兼務役員雇用実態証明書**」、「**同居の親族雇用実態証明書**」を提出してください。

※ 出向労働者の取扱いは「④出向労働者」をご覧ください。

※その他、雇用保険資格取得に関するお問い合わせは、ハローワークまでお願いします。

② 賃金総額

労働保険における賃金総額とは、事業主がその事業に使用する労働者に対して賃金、手当、賞与、その他名称の如何を問わず労働の対償として支払うすべてのもので、税金その他社会保険料等を控除する前の支払総額をいいます。(一般的には、就業規則、労働契約などにより、その支払いが事業主に義務づけられているものです)。

また、保険料算定期間中(4月1日～翌年3月31日)に支払いが確定した賃金は、実際の支払いが保険料算定期間外であっても算入します。

賃金とするもの		賃金としないもの	
基本賃金	時間給・日給・月給を問わず、正社員・臨時労働者・日雇労働者・パートタイマー・アルバイトに支払う賃金	役員報酬	取締役等に対して支払う報酬
賞与	夏季・年末などに支払うボーナス	結婚祝金	就業規則・労働協約等の定めの有無を問わない
通勤手当	非課税分を含む	死亡弔慰金	
定期券・回数券	通勤のために支給する現物給与	災害見舞金	
超過勤務手当	通常の勤務時間以外の労働に対して支払う残業手当等	勤続褒賞金	
深夜手当等	扶養手当・子供手当・家族手当	退職金等	実費弁償と考えられるもの
技能手当	労働者本人以外の者について支払う手当	出張旅費	
特殊作業手当	労働者個々の能力、資格等に対して支払う手当や、特殊な作業に就いた場合に支払う手当	宿泊費	労働者が自己の負担で用意した用具に
教育手当	配置転換・初任給等の調整手当	工具手当	対して手当を支払う場合
調整手当	寒冷地手当・地方手当・単身赴任手当等	寝具手当	労働基準法第76条の規定に基づくもの
地域手当	家賃補助のために支払う手当	休業補償費	法定額60%を上回った差額分を含めて賃金としない
住宅手当	精勤手当・皆勤手当等	傷病手当金	健康保険法第99条の規定に基づくもの
奨励手当	家計補助の目的で支払う手当	解雇予告手当	労働基準法第20条に基づいて労働者を解雇する際、解雇日の30日以前に予告をしないで解雇する場合に支払う手当
物価手当	労働基準法第26条に基づき、事業主の責に帰すべき事由により支払う手当	財産形成貯蓄	勤労者財産形成促進法に基づく勤労者のため事業主が負担する
生活補給金	宿直・日直等の手当	等のため事業主が一定の率又は額の奨励金を支払う場合(持株奨励金等)	の財産形成貯蓄率を援助するために事業主が一定の率又は額の奨励金を支払う場合(持株奨励金等)
休業手当	労働者の負担分を事業主が負担する場合	会社が全額負担する生命保険の掛け金	従業員を被保険者として保険会社と生命保険等厚生保険の契約をし、事業主が保険料を全額負担するもの
宿直・日直手当	離職後支払われた場合で、在職中に支払が確定したものを含む	持家奨励金	労働者が持家取得のため融資を受けている場合で事業主が一定の率又は額の利子補給金等を支払う場合
雇用保険料・社会保険料等	支給基準・支給額が明確な場合は原則として含む	住宅の貸与を受ける利益(福利厚生施設として認められるもの)	但し、住宅を貸与されない者全員に対して(住宅)均衡手当を支給している場合は、貸与の利益が賃金となる場合がある
昇給差額	不況対策による賃金からの控除分が労使協定に基づき選って支払われる場合の給与		
前払い退職金			
その他			